

平成28年8月分寄付金について、社協ホームページに掲載することとしてよろしいか。  
(3支所合議後、データを地域福祉係へ送信)

## あたたかいご寄付をありがとうございました

【金銭預託】 この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けられます。

(平成28年8月受付分) \*印は寄付者意向により金額不記載

### 【金銭預託】

#### <福祉推進のために>

○及川 武様 (花月町 171回目)	5,000円	○本間 堅一様 (訓子府町)	50,000円
○「小さな親切」運動 北見支部様 (大通東)	180,000円		
○第10回ふれあいパーティー実行委員会様 (常呂町)	117,920円		
○国際ソロプチミスト北見みんと様 (川東)	30,000円		

#### <故人が生前お世話になったため>

○相馬 昭夫様 (美山町)	30,000円	○角谷 収様 (桜町)	100,000円
○星 美智子様 (留辺蘂町)	20,000円	○栗田 重一様 (端野町)	30,000円
○石毛 ミキ様 (端野町)	20,000円	○山本 伸次様 (埼玉県)	10,000円

#### <各種事業での募金・益金を>

○きたみ市商工会女性部様 (端野町)	5,000円
--------------------	--------

